

藤沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 6 3 年藤沢市条例第 2 1 号）第 2 条の規定により、次のとおり公告し、地区計画等の原案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該地区計画等の原案について、当該地区計画等の区域内の土地所有者その他の利害を有する者は、2 0 2 6 年（令和 8 年）9 月 8 日から 2 0 2 6 年（令和 8 年）9 月 2 9 日まで（藤沢市の休日を定める条例（平成元年藤沢市条例第 2 4 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。）に藤沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則（平成 1 4 年藤沢市条例第 2 9 号）に規定する第 1 号様式に記載のうえ藤沢市に意見を提出することができます。

2 0 2 6 年（令和 8 年）9 月 7 日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

1 都市計画原案の種類及び名称

藤沢都市計画地区計画 村岡新駅周辺地区地区計画

2 都市計画原案を定める位置及び区域

藤沢市村岡東一丁目、村岡東二丁目、弥勒寺字後河内、宮前並びに宮前字後河内及び字裏河内地内

3 都市計画の原案の縦覧場所

計画建築部都市計画課

4 縦覧期間

2 0 2 6 年（令和 8 年）9 月 8 日から同年 9 月 2 4 日まで

（藤沢市の休日を定める条例（平成元年藤沢市条例第 2 4 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。）

以 上